

令和6年8月
第8回（定例）

香芝市教育委員会
追加議案

目 次

諮第 3号	香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について	1
議第21号	市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議 について	2
議第22号	市長と教育委員会との地方自治法第180条の7の規定に基づく協議 について	5

諮第3号

香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について

香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により香芝市長より意見を求められた令和6年9月第5回香芝市議会定例会に提出される次の議案について委員会の意見を求める。

令和6年8月21日提出

香芝市教育委員会

教育長 小西友吉

議案

- ・令和6年度香芝市一般会計補正予算（第4号）について

議第 2 1 号

市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づく協議
について

市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づく協議について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教委規則第 6 号）第 2 条第 1 8 号の規定により別紙協議書のとおり委員会の議決を求める

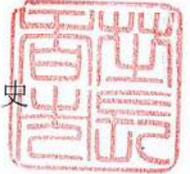
令和 6 年 8 月 2 1 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

香 企 第 5 0 号
令和6年 8月16日

香芝市教育委員会 様

香芝市長 三 橋 和 史



市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

標記の件について、現在、貴委員会に事務の委任及び補助執行させている本職の権限に属する事務について、見直しを図りたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により別紙のとおり協議願います。

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書(案)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行に関して、次のとおり協議する。

(教育委員会への委任)

第1条 市長は、市長の権限に属する事務のうち、保育所及び認定こども園の給食に関することを教育委員会に委任する。

(教育委員会による補助執行)

第2条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員に補助執行させる。

- (1) 教育委員会の所掌に係る予算の調製及び執行に関すること。
- (2) 教育委員会の所掌に係る市議会の議決を経るべき事件につきその議案を作成すること。
- (3) 教育委員会の所掌に係る財産の取得及び処分に関すること(香芝市立幼稚園に関するものを除く。)
- (4) 教育委員会の所掌に係る契約の締結に関すること。
- (5) 教育委員会の所掌に係る損害賠償に係る和解に関すること。
- (6) 香芝市立保育所及び香芝市立認定こども園の保健、衛生及び安全に関すること。
- (7) 学童保育所の財産、施設及び設備の維持保全に関すること。
- (8) 学童保育所の運営に関すること。

(協議)

第3条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

附 則

- 1 この協議は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書(令和4年8月31日合意)は、廃止する。

令和 年 月 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市教育委員会

議第 22 号

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく協議
について

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく協議について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教委規則第 6 号）第 2 条第 17 号の規定により別紙協議書のとおり委員会の議決を求める

令和 6 年 8 月 21 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

市長と教育委員会との地方自治法第180条の7の規定に基づく協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行に関して、次のとおり協議する。

（市長による補助執行）

第1条 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局職員に補助執行させる。

- (1) 教育委員会の所掌に係る文書及び法制に関すること。
- (2) 香芝市立幼稚園の財産、施設及び設備の維持保全に関すること。
- (3) 香芝市立幼稚園の運営に関すること。

（協議）

第2条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

附 則

この協議は、令和7年1月1日から施行する。

令和 年 月 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市教育委員会